

## 門真市国民保護計画の修正概要について

## 計画修正の趣旨

国民保護計画は、武力攻撃事態や大規模テロ等から市民等の生命・身体及び財産を保護し、市民生活や経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などを迅速かつ的確に実施するためにあらかじめ策定する計画であり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に基づき、本市では平成 19 年 3 月に策定しました。

国民の保護に関する基本指針が平成 28 年 8 月に変更され、大阪府国民保護計画も平成 28 年 4 月に変更がなされており、これらを踏まえた内容とするため、本市国民保護計画の修正を行います。

## 主な修正内容

## ○国、府の上位計画との整合

- ・ 現地調整所の設置、合同対策協議会との連携の追記
- ・ 大規模集客施設等における国民保護措置の実施の追記
- ・ 安否情報システムの利用の追記
- ・ 核攻撃に対する避難退避時検査及び簡易除染の実施の追加

## ○法律の改正等に伴う修正

- ・ 感染症法、学校教育法等の改正に伴う変更
- ・ 原子力規制委員会設置に伴う組織名称の変更

## ○新たな情報伝達手段の導入に伴う修正

- ・ J-ALERT、Em-Net、同報系防災行政無線の追加

## ○組織名称、その他語句の修正

- ・ 法人名称の変更、大阪広域水道企業団設立に伴う変更
- ・ 大阪府、門真市の組織変更に伴う変更
- ・ 障害者 ⇒ 障がい者への変更
- ・ 災害時要援護者 ⇒ 避難行動要支援者への変更 等

## ○統計情報等資料の時点修正

- ・ 地理的特徴、統計情報の時点修正